

令和5年度  
事業計画

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

# 令和5年度 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画

今、地域福祉活動は、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、心豊かな生活を実現するために展開しています。

しかしながら、感染症や自然災害等が毎年のように発生する中での環境の変化は、生活や経済不安等の日常の諸問題を引き起こしています。

そのような様々な不安を抱える住民に、真摯に向き合い、その解決を図る手段を講じることは勿論のこと、その心に寄り添う支援が大切です。

住民一人ひとりの福祉の実現のため、生活相談をはじめ、成年後見制度の相談支援、介護予防等のサービス、ボランティア活動の促進等、当会ならではの活動に邁進します。

そしてまた、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進する」を使命として、地域のアンテナである社協支部との連携を重ね、社会資源とのネットワーク、社協会費等での住民同士のつながりをもって、福祉あふれる地域づくりを進めてまいります。

## 1 住民主体による地域福祉活動への支援

住民自らが主体性を持って地域の課題を把握し、その解決のための手段を協働で考え支援するとともに第三次地域福祉活動計画を推進します。

- (1) 支え合いの仕組み「つなぐ」事業の充実を図ります。
- (2) 生活支援コーディネーターと社協支部が連携を図りながら、地域の福祉ニーズに基づき取り組みを行います。
- (3) 成年後見制度の中核機関として、その利用促進や法人後見人業務の推進に加え、市民後見人の育成も検討していきます。
- (4) 高齢者相談、生活就労相談の充実を図り、高齢者や生活困窮者など社会との関わりに不安を抱える方やその家族へ、地域と連携し自立の支援に努めます。

## 2 高齢者・障がい者への介護等サービス事業や児童館の意義ある経営

高齢者・障がい者等が生きがいを感じられるような福祉サービスの展開を図ります。

- (1) 的確なケアマネジメントを実施し、利用者の生活向上に努めます。
- (2) 各事業所は、高齢者や障がい者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう適切な福祉サービスの提供と、安心できる居場所の提供に努めます。
- (3) 介護保険事業の適正な経営に努めます。
- (4) 児童館の運営を通して子育てサロンの支援や共働き世代への支援に努めます。

## 3 社協基盤の強化と働き方改革等への取り組み

社協の基盤を強化して福祉事業の中核的役割を果たします。

- (1) 経営基盤の安定と強化を図るため、組織の在り方、職員の働き方を検討していきます。
- (2) 仕事と生活の両立を旨としワークライフバランスを整えます。

- (3) 感染症予防対策を徹底し、職場の衛生環境を整備します。
- (4) 自然災害等による影響を考慮した事業継続の推進を図ります。

## 主要事業

<p>1. 法人運営事業</p>	<p>事業規模の組織体制を構築し管理運営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組織基盤の強化 組織の統治機能（理事会、評議員会、監査等）をはじめ、課・係体制を整備し、業務内容の見直しや内部統制の機能を高めていきます。</li> <li>(2) 働きやすく、やりがいの感じられる職場づくり 労働環境を整え働きやすい職場づくりに努め、さらに、当会の使命・理念に沿って自ら考え、行動できる職員の育成を図ります。</li> <li>(3) 会員の増加 当会支部と連携し、会員の維持、拡充を図ります。</li> <li>(4) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」とホームページを充実するとともに、報道機関やSNSを活用し、情報発信に努めます。</li> <li>(5) 各種基金等の運用 目的にあった積立金の適正な運用を図ります。</li> <li>(6) 苦情解決事業 第三者委員を設置し、当会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等を真摯に受け止め、住民サービスの向上と適正化に努めます。</li> </ul>
<p>2. 受託事業</p>	<p>千曲市から委託を受け次の事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 戸倉地域福祉センターの適切な管理 地域福祉の拠点として施設の適切な管理を行います。</li> <li>(2) 戸倉・更級・五加老人コミュニティセンター事業 高齢者のコミュニティづくりを推進するため、児童館と併せて管理経営を行います。</li> <li>(3) 更埴川東・戸倉上山田地域包括支援センター事業 高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らせるために、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口となり、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職がチームとして問題解決を図り、包括的に支援します。</li> <li>(4) 更埴地区老人大学運営・老人クラブ支援事業 高齢者に対し、学習機会の提供や仲間づくりの支援を行います。</li> <li>(5) 家族介護者支援交流事業 家族介護者が交流する場を設け、日頃の介護による疲れを癒すための支援をします。</li> <li>(6) 成年後見制度の中核機関運営事業 成年後見制度の利用促進のため、中核機関として機能も果たし、制度の利</li> </ul>

	<p>用拡大や普及啓発に努めます。</p> <p>(7) 生活困窮者自立相談支援事業（まいさぽ千曲） 就労への対応や経済的な課題、社会的孤立等深刻な生活課題を抱える生活困窮者の相談に応じて、生活の改善を支援を行います。</p> <p>(8) 生活支援体制整備事業 単身や夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、市と連携し、日常生活上の支援体制充実・強化及び高齢者の社会参加を推進します。</p>
<p><b>3. 地域福祉推進事業</b></p>	<p>地域福祉活動計画をもとに、“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり”を推進するため、次の事業を実施します。</p> <p>(1) 移送自動車・車椅子貸与事業 障がい、要介護、けが等により歩行困難な方の外出及び社会参加を支援します。</p> <p>(2) 日常生活自立支援事業 判断能力が不十分な高齢者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用を援助します。</p> <p>(3) 生活福祉資金事業 長野県社協から委託を受け生活困窮世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とした資金の貸付をします。また、新型コロナウイルス感染症対策事業の特例貸付の償還者に対し適切な償還と生活の相談を行います。</p> <p>(4) 地域福祉活動計画（令和3年度～7年度）の推進 第三次地域福祉活動計画の基にした活動を展開します。</p> <p>(5) 善意銀行の給付事業 火災や水害等の被災者、生活困窮者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出しを行います。</p> <p>(6) 金銭管理・財産保全サービス事業 高齢者や身体障がい者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、金銭管理の支援を行います。</p> <p>(7) 相談事業（心配ごと・法律・結婚） 各相談所を定期的に開設し、様々な相談ごとや悩みに対して、住民に寄り添った支援を行います。</p> <p>(8) 助けあい資金貸付事業（上限3万円） 一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で貸付をします。</p> <p>(9) ボランティア活動の推進 様々な活動の紹介や取り組みについて分かりやすい情報の発信に努め、運営委員を主導とした事業の展開を図ります。 ・市民団体の主催する福祉イベントへの支援 ・学校や職場へ出向き、ボランティアや福祉教育の発信をします。 ・地域支え合い事業「つなぐ」の拡充を図ります。</p> <p>(10) 特定相談支援事業 障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、障がい者福祉サービス等の利用計画の作成を行います。</p>

	<p>(11) 成年後見支援センター運営事業 判断能力が十分でない方々への権利擁護のため、法人後見人の受託や相談支援を積極的に行います。</p> <p>(12) 社会福祉大会の開催 福祉活動に永年尽力された方等への表彰と福祉活動の啓発を行います。</p>
<p>4. 共同募金配分金事業</p>	<p>共同募金配分金により次の事業を実施します。</p> <p>(1) 老人福祉活動 老人クラブ連合会活動や当会支部の高齢者の集いへの助成及びふれあい訪問事業を実施します。</p> <p>(2) 障がい児・者福祉活動 身体障害者福祉協会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p> <p>(3) 児童・青少年福祉活動 福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業、学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p> <p>(4) 住民全般福祉事業（福祉育成・援護・組織化活動） 当会事業等の周知のため、社協だよりの発行やホームページの更新を行います。当会支部、ふれあい・いきいきサロン、各種福祉団体等の活動に対して助成します。</p>
<p>5. 児童館・児童センター事業</p>	<p>市の指定管理（5年間 令和3年度～令和7年度）を受け、児童の育成や子育て支援ため安心・安全なサービスの提供ができるよう児童館・児童センター（9か所）の管理経営を行います。</p>
<p>6. 介護保険等事業</p>	<p>介護保険事業者、障害者総合支援法のサービス提供事業者として、利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう地域に根差した質の高いサービスを提供します。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業 介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要支援、要介護認定者に対し、適切なサービスが利用できるよう居宅サービス計画を作成します。</p> <p>(2) 訪問介護事業 ヘルパーが、要支援、要介護認定者宅を訪問し、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の支援を行います。</p> <p>(3) 障がい者介護事業（自立支援） 障がい認定者に対し、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助等、ヘルパーが訪問し日常生活上の支援を行います。</p> <p>(4) デイサービス事業（更埴・戸上デイサービスセンター） 要支援、要介護高齢者の在宅生活の支援として、入浴、排せつ、食事等の介護、個別機能訓練、レクリエーション、日常生活上の相談等の支援を行います。</p>

<p><b>7. 就労支援事業</b></p>	<p>チューリップの家運営事業（就労継続支援事業B型）</p> <p>一般就労することが困難な障がい者に、自立と社会経済活動への参加を推進するために、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行に必要な支援を行います。</p>
<p><b>8. 支部社協・福祉団体への支援、協力</b></p>	<p>当事者団体の高齢化や人員不足の問題は、団体の存続問題にもなっています。当事者団体が活発に活動できる土台づくりと、当事者団体事業への協力を行います。</p> <p>(1) 社会福祉協議会支部活動との連携・協働</p> <p>当会支部と連携して地域にある課題を捉え、その解決に向けた各種活動への支援や協働での活動を展開をします。</p> <p>小地域ネットワーク活動（いきいきサロン・コミュニティカフェ・オレンジカフェ）の強化を図ります。</p> <p>近隣同士の支え合い活動を進め、孤立感の解消や日頃の見守り活動を通し、災害時のネットワークの構築を図ります。</p> <p>(2) 千曲市共同募金委員会</p> <p>地域福祉の推進と福祉コミュニティの形成のため、赤い羽根共同募金運動を支援します。また、災害救済事業として、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行います。</p> <p>(3) 千曲市身体障害者福祉協会</p> <p>団体の活動を支援します。</p> <p>(4) 千曲市遺族会</p> <p>団体の活動を支援します。</p>